

# 政府備蓄米の無償交付等のお知らせ

農林水産省では、児童・生徒等に「米の備蓄制度」、「ごはん食の重要性」を理解していただくために、学校給食等に使用する米の一部に対し政府備蓄米を無償又は有償で交付しています。（米粉パン等用も含まれます。）

米の交付を受けるための条件等をお知らせしますので、積極にご活用下さい。

## 1 対象

### (1) 学校等給食用

小・中学校給食（中等教育学校の前期課程を含む）、夜間高等学校給食、特別支援学校（幼稚部～高等部）給食、幼稚園及び保育所等（以下「学校等」という。）における給食

### (2) 学習教材用

学校等の学習活動の中での調理実習等

### (3) 試食会用

学校等での幼児・児童・生徒、保護者、教職員、栄養士、給食調理員などの方を対象とする試食会

## 2 交付要件等

(1) 児童・生徒、保護者等の方に米の備蓄制度等への理解促進を図るための具体的な手法と、交付を受ける政府備蓄米（米粉パン等用も含まれます。）の使用計画を事前に提出していただきます。

(2) 無償交付は、学校等給食用、学習教材用、試食会用の場合に行います。

学校等給食用は、当年度の米飯給食実施回数が前年度より増加していることが要件になります。

学習教材用、試食会用は、それぞれ、学習用教材用は米飯に対する理解増進、試食会用は米飯給食の推進を目的としたものになります。

(3) 有償交付は、米粉パン等用に行います。

交付年度の前年度に、(1)の無償交付を受けた政府備蓄米で米粉パン等を学校等給食用として使用した実績があること。

数量は、前年度に で使用した実績の全量以下とします。

(4) 使用に当たっては、事前と事後に、教育委員会による確認書等の提出が必要になります。

(5) 米穀は、総合食料局長が指定する受託事業者の倉庫等において、玄米で引き渡します。

平成22年10月1日から、政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務については、包括的な民間委託により受託事業者が実施しています。

## 3 交付数量

(1) 学校等給食用については、当年度の米飯学校給食の実施回数の前年度比増加分の全量以下とします。（ただし、過去に無償交付を受けている場合は、その数量と前年度数量の多い方を当年度と比較します。）

(2) 交付する政府備蓄米は、直近年産米とします。

## 4 申請先

農政局などへの交付の申請等は、各都道府県、各都道府県学校給食会、市区町村、国立大学法人、学校法人等を通じてお願いします。